

道路交通法施行規則一部改正

★令和4年4月1日施行

酒気帯びの有無の確認及び記録の保存

- ① 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を**目視等**で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。（第9条の10第6号）
- ② 前記規定による確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること。（第9条の10第7号）

【運転前・運転後】とは？

個々の運転の都度というのではなく、「運転を開始するとき」と「業務終了後」または「退勤時」に実施することで構いません。



【目視等】による確認とは？

安全運転管理者と運転者が対面で行うことが原則運転者の顔色や呼気の臭い、応答の声などで酒気帯びの有無を判断



業務中に「飲酒運転事故」が発生したら、事業所のダメージは脅威です。

怖いのは、マスコミ報道・・・そしてSNSによる拡散です。

アルコール検知器による検査の義務化



★令和4年10月1日施行

- ① 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について「目視等」の確認のほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器で、国家公務員が定めるもの)を用いて行うこと。
(第9条の10第6号)
- ② 上記規定の確認内容を記録し、その記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
(第9条の10第7号)

【対面で目視・アルコール検知器による検査ができない場合はどうすれば?】

直行直帰の場合などは、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば携行型アルコール検知器を持たせた上で、

- カメラ、モニター等で、顔色、応答の声の調子等とともにアルコール検知器による測定結果を確認
- 携帯電話、業務無線等直接運転者と対話できる方法で、運転者の声の調子等を確認し、アルコール検知器による測定結果を報告させる。

【国家公安委員会が定める検知器】とは?

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの。

注意

検知器の性能は、「**特段の要件は問わない**」ものですが、取扱説明書に指定されている内容に基づくこととされています。

使用回数や使用期間に気を付けましょう。